

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

今年もあと数日で終わろうとしています。この一年は本当に色々なことがありましたが、あっという間に過ぎたという感じです。来年が皆様にとってよい年でありますよう祈念いたします。

では、今回も、前回に引き続きまして離婚問題全般(②)について考えてみましょう。

平成20年12月

弁護士 政次 葵 夫

事務員 川端広美・井上はるみ

離婚問題 ②

(問1) いかなる場合に離婚が認められるのですか。

(答え) 協議離婚や調停離婚では、当事者が合意さえすれば離婚が認められるので、特別な離婚原因は必要ありません。しかし、当事者の一方が離婚を拒否している場合に、裁判上の離婚が認められるためには、**法定の離婚原因**が必要となります(民法770条)。具体的には、①配偶者に不貞な行為があったとき(同条第1項1号)、②配偶者から悪意で遺棄されたとき(同2号)、③配偶者の生死が三年以上明らかでないとき(同3号)、④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき(同4号)、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき(同5号)、に限り裁判上離婚が認められます。

(問2) 不貞の立証はどうすればよいのですか。

(答え) ここで不貞行為とは、**性交渉に及ぶ行為**をいいます。裁判上不貞があると認められるためには、ある程度の客観的な証拠が必要となります。具体的には、二人がホテルの一室に宿泊したことがわかる証拠や、二人が肉体関係をもったことが読み取れる手紙やメールなどの証拠が必要となります。**不貞の立証は容易ではない**ので、不貞を理由に離婚しようとするなら、訴えを起こす前に十分な証拠を収集しておくことが重要となります。

(右上へ)

(問3) 「悪意の遺棄」(民法770条1項2号)とは、どのような場合をいうのですか。

(答え) 「遺棄」とは、**正当な理由なく、民法752条の同居義務、協力義務、扶助義務などを履行しないこと**を意味します。また、「悪意」とは、財産法によくある「知っていること」とは違い、倫理的な意味を持ち、**故意と等しい**。たとえば、合意も正当な理由もなく勝手に別居すれば、悪意の遺棄にあたります。

(問4) 妻が統合失調症で入院しています。離婚できますか。

(答え) 統合失調症で入院しているということになれば、「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」(民法770条1項4号)にあたります。ただし、裁判上離婚が認められるためには、あなたが妻の離婚後の療養・看護について出来る範囲での精一杯の方策を講じることが要求されます(同上2項)。たとえば、離婚後扶養として、出来る限りの財産を分与することや、離婚後も国の費用により引き続き入院加療を受けられるようにしてあげることなどが必要となってきます。

(問5) 「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」とは、どのような場合をいうのですか。

(答え) たとえば、暴行・虐待、性的異常・性交拒否、性格の不一致、宗教活動などにより**婚姻関係が破綻している**といえる場合をいいます。離婚原因の包括的な規定です。ケースバイケースで判断されることとなります。ポイントは婚姻関係が破綻していると言えるか否かです。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告⑩)